

保険契約の包括移転に係る規制の見直しについて

— 責任準備金の公平な分担に関する論点 —

平成23年9月26日

社団法人日本損害保険協会

I. 損害保険会社における責任準備金の体系

1. 普通責任準備金

- 基本的に、期末保有契約の未経過部分に対応する保険金等の支払に備えるための準備金
- 責任準備金の算出単位毎に、次の「①+②」と③のいずれか大きい金額を積み立てる。
 - ・ ①未経過保険料: 収入保険料のうち未経過部分(②に対応する部分を除く)
 - ・ ②保険料積立金: 長期第三分野に関して、将来の保険年度の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額
 - ・ ③初年度収支残: 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金及び当該事業年度の事業費を控除した金額

2. 異常危険準備金

- 地震、台風等、単年度では大数の法則が働かない異常災害に備えるための準備金

3. 危険準備金

- 特定のリスク(予定利率リスク、第三分野の保険リスク)に備えるための準備金

4. 積立保険等の責任準備金

- 積立保険の満期時の支払等に備えるための準備金
 - ・ ①払戻積立金: 満期返戻金の支払に備えるための準備金(積立保険以外に「無事故戻し」に係る払戻積立金もあるが僅少)。
 - ・ ②契約者配当準備金: 契約者配当の支払に備えるための準備金。割当済と未割当とがある。

【注】上記のほかに、公的な保険である自賠責保険・地震保険に係る責任準備金があるが、ここでは省略する。

Ⅱ. 損害保険会社における責任準備金の算出方法と分割計算の可能性

1. 普通責任準備金

		算出方法	分割計算の可能性	
未経過保険料		「収入保険料×未経過期間÷保険期間」	○ (一部△*1)	決算の中で契約単位に計算していないが、契約単位に計算可能。
保険料積立金		生命保険と同様、所与の基礎率(予定死亡率、保険事故発生率、予定利率etc)を元に、保険数理に基づき算出する。	◎	決算の中で契約単位に計算。
初年度収支残		「当該事業年度における収入保険料－当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金等－当該事業年度の事業費」	△	契約単位に紐付けるためにみなし計算が必要。

2. 異常危険準備金、3. 危険準備金

		算出方法	分割計算の可能性	
異常危険準備金		収入保険料を基礎として計算した金額等を積み立て、異常災害発生時に取り崩す。	△	契約単位に紐付けるためにみなし計算が必要。
危険準備金		【予定利率リスク】ソルベンシーマージン基準に使用するリスク量等を基礎として計算した金額を積み立て、利差損発生時に取り崩す。 【第三分野の保険リスク】「ストレステスト」により計算した金額を積み立て、死差損発生時に取り崩す。	△	契約単位に紐付けるためにみなし計算が必要。

4. 積立保険等の責任準備金

		算出方法	分割計算の可能性	
払戻積立金		「満期返戻金の現在価値－将来収入する積立保険料の現在価値」 (積立保険の場合)	◎ (一部○*2)	決算の中で契約単位に計算。
契約者 配当 準備金	割当済	契約者配当利回りが予定利率を越えた部分を累積的に積み立てる。	◎	決算の中で契約単位に計算。
	未割当	積立資産残高(払戻積立金および契約者配当準備金(未割当))の一定割合を積み立て、貸倒関連損失が発生した場合に取り崩す。	△	契約単位に紐付けるためにみなし計算が必要になる。

(*1) 共同保険他社引受分等については、みなし計算が必要

(*2) 無事故戻しに係る払戻積立金は決算の中で契約単位に計算していないが、契約単位に計算することが可能

Ⅲ. 責任準備金の分割計算の可能性

○前頁で△（＝契約単位に紐付けるためにみなし計算が必要）の評価であった「初年度収支残」「異常危険準備金」「危険準備金」「契約者配当準備金（未割当）」について検討が必要になる。

○下記では、「初年度収支残」と「異常危険準備金」の分割イメージを記載する。

【注】「危険準備金」「契約者配当準備金（未割当）」については、損害保険会社における残高が僅少のため、ここでは省略する。

初年度収支残の分割イメージ

■例えば、責任準備金の算出単位において、③初年度収支残が「①未経過保険料＋②保険料積立金」を上回る場合、当該差額を「①＋②」の金額で比例按分することで、配分計算を行う。

異常危険準備金の分割イメージ

■例えば、過去の収入保険料等(*)やリスクの状況等を元に、分割後の集団別の寄与度を計算し、それに応じて異常危険準備金を分割する。

(*)過去の収入保険料等のデータに一定のみなし計算をおく（一定期間以内の集団別の構成比を一定とするなど）が考えられる。

IV. 恣意的なリスク選択を防止するための追加措置

■ 包括移転時に移転単位を細分化する場合には、「恣意的なリスク選択」を防止するために、決算における現行制度を参考に以下の措置を認可の条件にしてはどうか。

<措置案>

ある責任準備金の算出単位について、「包括移転の対象となった集団」「包括移転の対象とならなかった集団」毎に算出した責任準備金のいずれかが不足する場合（どちらかの集団の損害率が高い場合等）に、当該集団について、包括移転の直前に追加的な責任準備金を積み立てるとともに、移転先会社または移転元会社の保険計理人がこの部分も含めて責任準備金の適正性を確認する。

（ご参考）決算における現行制度

責任準備金が不足する場合には、会社決算の中で追加責任準備金(*1)を積み立てるとともに、保険計理人が追加責任準備金も含めて責任準備金(*2)の適正性を確認することになっている。具体的には下記。

①追加責任準備金（保険業法施行規則70条第3項）

「将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。」

②保険計理人による確認（保険業法施行規則80条）

「保険計理人は、毎決算期において、責任準備金が適正に積み立てられていることを確認しなければならない。」

(*1)対象は普通責任準備金と払戻積立金。 (*2)対象は全ての責任準備金（自賠責保険・地震保険を除く）。